

情報通信審議会 情報通信技術分科会 陸上無線通信委員会
第11回 5GHz帯無線LAN作業班 議事概要

1 日時

平成30年7月27日(木) 14:00～15:00

2 場所

総務省 9階 第3特別会議室

3 出席者(敬称略)

主 任:梅比良 正弘

主任代理:村上 誉

構 成 員:浅井 裕介、市川 麻里、伊藤 泰成、上原 光太郎、梅内 誠(代理)、
小山 祐一、金子 富、小嶋 正一、近藤 毅幸、城田 雅一、鈴木 健児、
津田 喜秋、成瀬 廣高、仁平 勝利、野島 友幸、羽田 利博、八木 宏樹、
山内 洋(代理)、山下 環(代理)

事務局(総務省):熊谷基幹通信室長、棚田課長補佐、柏崎第一マイクロ通信係長

4 配布資料

5GHz作11-1	5GHz帯無線LAN作業班アドホックグループについて
5GHz作11-2	IEEE802.11axの導入に向けた検討
5GHz作11-3	5.3GHz帯DFSの見直しについて
5GHz作11-4	5.6GHz帯のガードバンド利用の可能性の検討
5GHz作11-5	ITU-RにおけるWRC-19議題1.16の議論状況
参考1	W53 帯におけるDFS パルスパターン修正案について
参考2	候補パルスパターンへの対応要請に対する回答
参考3	検討スケジュール(案)
参考4	5GHz帯無線LAN作業班 構成員名簿
参考5	5GHz帯無線LAN作業班運営方針

5 議事

はじめに事務局が構成員の変更について説明した。

(1) アドホックグループについて

事務局が「5GHz作11-1」に基づき説明した。

(2) IEEE802.11axの導入に向けた検討

浅井構成員が「5GHz作11-2」に基づき説明した。

(3) 5.3GHz帯DFSの見直しについて

事務局が「5GHz作11-3」に基づき説明した。具体的な質疑等は以下のとおり。

- 梅比良主任 : ETSI規格のパルスパターンをベースに検討したとのことだが、ITUにも何か規定はあるのか。
- 事務局 : ITUには具体的なパルスパターンの規定はなく、各国において使用されているレーダーに合わせて実装することとされている。

(4) 5.6GHz帯のガードバンド利用の可能性の検討について

事務局が「5GHz作11-4」に基づき説明した。具体的な質疑等は以下のとおり。

金子構成員 : ch144の利用には、DFS機能の具備が必須になるのか。

事務局 : 今後、アドホックグループで検討を行う予定。

なお、無線通信規則(RR) 5.453の規定では、5.65GHzから5.85GHzまでについて、日本に固定・移動業務が付加分配されており、これによってこの帯域は決議229の対象外となっており、DFS機能の具備は義務となっていないが、気象レーダー等に影響を与える可能性があるならば、検討することが適当と認識している。

上原構成員 : 検討の結果、共用不可となった場合、ガードバンド利用の可能性の検討について、どのような結論になるのか。

事務局 : 検討の結果を踏まえ、ガードバンドの利用条件を検討することが考えられる。利用可能性の検討に当たっては、検討方針を既存システムの関係者と合意した上で進めたいと考えている。

(5) ITU-R SG5関連会合の検討状況について

浅井構成員が「5GHz作11-5」に基づき説明した。

(6) その他

第12回会合の開催については、アドホックグループでの検討状況を考慮して開催することとなった。

(閉会)